

岩手県立遠野高等学校いじめ防止基本方針(令和8年4月1日改訂版)

I いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。また、最近のインターネットを介した、いわゆる「ネット上のいじめ」は、いじめを一層複雑化、潜在化させている。

いじめの問題は、学校が一丸となって組織的に取り組むことを第一義とし、家庭、地域、及び関係機関等の協力を得ながら、社会総がかりで対峙することが必要である。また、いじめの問題の解決には、生徒にいじめを絶対に許さないという意識と態度を育てることが大切である。

こうした中、本校は、校訓「修徳尚武」の下、いじめを生まない環境を築くとともに、すべての生徒が生き生きとした学校生活を送ることができるよう教育活動を推進する。

そのために、校長のリーダーシップの下、全教職員がいじめの問題に対する感性を高め、組織的にいじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組む。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係のある他の児童等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法2条】

- | |
|-------------------------------------|
| ア 行為をした者（甲）も行為の対象となった者（乙）も児童生徒であること |
| イ 甲と乙の間に一定の人的関係が存在すること |
| ウ 甲が乙に対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと |
| エ 当該行為の対象となった乙が心身の苦痛を感じていること |

【いじめ防止対策推進法における4つの構成要素】

3 いじめの基本認識

- (1) いじめは人権侵害であり、いかなる理由があっても許される行為ではない。
- (2) いじめは人間関係のトラブルを機序としているため、いじめられた側及びいじめた側の両方の生徒、並びにそれを取り巻く集団等に対し、適切な指導と支援が必要である。
- (3) いじめは教師の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- (4) いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- (5) いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- (6) いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触することがある。

II いじめの未然防止のための取組

1 教職員による指導について

- (1) 学級や学年、学校が生徒の心の居場所となるよう配慮し、安心・安全な学校生活を保障するとともに、生徒が互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりする「絆づくり」に取り組む。
- (2) 自己有用感や自尊感情を育むため、生徒一人ひとりが活躍し、認められる場のある教育活動を推進する。

- (3) すべての教師がわかりやすい授業を心がけ、基礎基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感をもたせる。
- (4) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人関係能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じて、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (5) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な処置として、道徳、学級活動等の充実に努めるとともに、必要に応じて、「全校集会において呼びかけ」を実施する。
- (6) 保護者、地域住民及びその他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する生徒が自主的に行う生徒会活動に対する支援を行う。
- (7) 生徒に対していじめについての講習を年に1回以上行い、いじめについての知識を身に付け、他者とともによりよく生きるための基盤となる道徳性を養う。

2 生徒に培う力とその取組

- (1) 自分も他人も共にかけがえのない命を与えられ、生きていることを理解し、他者に対して温かい態度で接することができる思いやりの心を育む。
- (2) 学級活動や生徒会活動などの場を活用して、生徒自身がいじめの問題の解決に向けてどう関わったらよいかを考え、主体的に取り組もうとする力を育む。
- (3) 学級の諸問題について話し合っ解決する活動を通し、望ましい人間関係や社会参画の態度を育てるとともに、違いや多様性を越えて合意形成をする言語能力の育成を図る。
- (4) 「心とからだの健康観察」を活用して、児童生徒一人ひとりのセルフケアやストレスマネジメントの力を高める。

3 いじめの防止等の対策のための組織

本校は、いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。

(1) 構成員

校長、副校長、教務主任、生徒指導主事、各学年主任で構成される「いじめ対策委員会」を設置する。本委員会は、必要に応じて担任や養護教諭等の校内人材、スクールカウンセラー、学校運営協議会の委員等の外部人材を加えて協議することができる。

(2) 取組内容

- ア いじめ問題に関する現状の分析と指導方針・対策の決定に関すること
- イ いじめ防止対策のための年間計画の作成に関すること
- ウ いじめ問題への取り組みの評価と改善策の決定に関すること
- エ いじめの認知に係わる判断及びいじめ事案の対応方針に関すること
- オ 緊急時の情報収集・記録・共有、善後策の決定などに関すること

(3) 開催時期

「いじめ対策委員会」は、月例会に加えて緊急会議の開催により、日常的に生徒の状況に関する情報を把握し、いつでも機動的に対応できる態勢を保持する。

(4) いじめ解消の定義

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ア いじめに係わる行為が止んでいること
- イ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

4 生徒の主体的な取組

- (1) 生徒会による「いじめ防止の宣言」等の取組
- (2) 好ましい人間関係づくりをねらいとした生徒会行事や取組
- (3) いじめ克服、ネットトラブル等をテーマとした講話の実施

5 家庭・地域との連携

- (1) 学校いじめ防止基本方針を、ホームページや学校通信に掲載するなどして広報活動に努める。
- (2) PTAの各種会議で、いじめの実態や指導方針について説明を行う。
- (3) いじめ防止等の取組について、必要に応じて学級通信や学年通信を通じて保護者に協力を呼びかける。

【例】「いじめのサインに敏感に！」：元気がない、体調不良、食欲不振、持ち物がなくなる等、いつもと違う子どもの変化に気づいてもらうための内容 など

6 教職員研修

いじめに関する教職員研修会を年に複数回実施し、いじめの早期発見と早期対応のための実践力を養成する。

Ⅲ いじめの早期発見のための取組

1 いじめの早期発見のために

- (1) いじめや人間関係のトラブルで悩む生徒が相談しやすいよう、日頃から教職員と生徒が信頼関係を築くように心がける。
- (2) 日常の観察については、いじめ行為の発見だけでなく、生徒の表情や行動の変化にも配慮する。
(学級担任は、学級日誌や家庭学習ノート等も活用する)
- (3) いじめは大人の見えないところで行われるため、授業中はもちろん、部活動や休み時間、放課後においても生徒の様子に目を配るよう努める。
- (4) 遊びやふざけあいのように見えるいじめ、部活動の練習のふりをして行われるいじめなど、把握しにくいいじめについても、教職員間で情報交換をしながら発見に努める。
- (5) いじめの兆候に気づいたときは、教職員が、速やかに予防的介入を行う。
- (6) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

2 「生活に関するアンケート（いじめアンケート）」の実施

- (1) 生徒支援課は「生活に関するアンケート（いじめアンケート）」を年4回、オンラインで学期毎に記名式で実施する。但し、3学年においては年3回実施とする。
ア 生徒を対象としたアンケート調査 年4回（6月、9月、11月、2月※）
※2月の実施は3学年を除く
イ 保護者を対象としたオンラインアンケート調査 年2回（6月、11月）
- (2) アンケートの結果は、「いじめ対策委員会」に報告したのち、必要に応じて全職員に周知するとともに、関係部署と連携して対応する。

3 相談窓口の紹介

いじめられている生徒が、教職員や保護者に相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめを大人に打ちあけることによって、場合によっては、いじめがエスカレートする可能性があることを十分に認識し、その対応について細心の注意を払うこととする。

いじめの兆候を発見したときは、関係する教職員で迅速に情報を共有し、適切な対応を行う。本校におけるいじめの相談窓口を下記のとおりとする。

- 日常のいじめ相談（生徒及び保護者）・・・・・・・・全教職員が対応
- スクールカウンセラーの活用・・・・・・・・教育相談担当・養護教諭
- 地域からのいじめ相談窓口・・・・・・・・副校長
- インターネットを通じて行われるいじめ相談・・学校または所轄警察署
- ※ふれあい電話（教育センター）・・・・・・・・0198-27-2331（平日9時～17時）
- ※24時間子供SOSダイヤル（県教委）・・・・・・・・0120-0-78310（24時間対応）
- ※こころの相談室（Formsによる回答）・・・・・・・・副校長が対応

4 いじめに関する共通理解の徹底

教員のいじめに関する共通理解の徹底のため、年度始職員会議において研修を行い、いじめ防止対策推進法や本校のいじめ防止基本方針の内容を確認する。また、いじめを発見したときの対応や生活アンケート後の対応について全職員に周知し、いじめの初期対応について共通理解を図る。

5 下宿生への指導

- (1) 下宿主との連携を密に行うことで下宿内でのいじめを予防する。年に2回程度の下宿主との連絡協議会の開催、定期考査毎の下宿訪問を実施する。
- (2) 親元から離れて生活していることで、保護者の不安も大きく、またなかなか自分の悩みを相談できない生徒もいる。下宿生や保護者からの相談も受けられるよう相談窓口を副校長とし、三者面談の際に希望者との面談を行うことで、生徒の生活面での不安軽減を図る。
- (3) 外部コーチや部活動指導員と連絡協議会を開催し、下宿生の様子について情報共有を行う。また、人格向上を目指す部活動方針について共通理解を図る。

IV いじめの問題に対する早期対応

1 いじめに対する措置の基本的な考え方

- (1) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、特定の教職員が抱え込むことなく、速やかに組織的な対応をする。
- (2) いじめられている生徒及びいじめを知らせた生徒の身の安全を最優先に考えるとともに、いじている側の生徒には、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導にあたる。
- (3) いじめの問題の解決にあたっては、謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことを大切にする。
- (4) 教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応にあたる。

2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめを発見したときは、その場でいじめの行為を止めさせ、事実関係を明らかにする。
- (2) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、速やかに「いじめ対策委員会」を開催し、校長以下すべての教員の共通理解のもと、役割分担をして問題の解決にあたる。
- (3) いじめの事案について、生徒指導の範疇で対応する事案であるか、警察への通報を要する事案であるかを適切に判断する。
- (4) いじめられている生徒や保護者の立場に立ち、関係者からの情報収集を綿密に行い、事実確認をする。
- (5) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒及びその保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (6) いじめを受けた生徒が学校生活に不安を抱えている場合、複数の教職員で見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。また、いじめられた生徒が安心して教育を受けるために必

要があると認められるときは、保護者と連携を取りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。

- (7) いじめを受けた生徒の心を癒すために、また、いじめを行った生徒が適切な指導を受け、学校生活に適応していくために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を図りながら、指導を行う。
- (8) 教育上必要があると認めるときは、学校教育法施行規則第26条の規定に基づき、適切に、生徒に懲戒を加える。

3 いじめが起きた集団への対応

- (1) いじめを見ていた生徒に対して、自分の問題として捉えさせる。
- (2) 学級等当該集団で話し合いを行うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、当該集団から根絶しようという態度を行き渡らせる。
- (3) 全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりをすすめるよう、教職員全体で支援する。

4 警察との連携

犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、県教育委員会及び所轄警察署と連携して対処する。

5 ネットいじめへの対応

- (1) インターネット等を通じて行われるいじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、「いじめ対策委員会」で情報を共有するとともに、被害の拡大を避けるため、県教育委員会と連携し、プロバイダなどに情報の削除を求める。
- (2) 生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄の警察署に通報し、適切な援助を求める。
- (3) インターネットへの利用環境について、パソコン、携帯電話やスマートフォン等が大部分であることから、家庭の協力を得る。
- (4) いじめはSNSの使用に関連したものが多いことから、警察などの関係機関と連携し、年に1回以上の情報モラル教室を生徒対象に行う。また、保護者に対し情報モラルに関する情報提供を行い、学年PTAでの研修などを通じ、理解と協力を求める。

V 重大事態への対処

1 重大事態とは

- (1) いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

【いじめ防止対策推進法第28条1】

2 重大事態の報告

- (1) 学校は、重大事態が発生した場合、速やかに県教育委員会に報告する。
- (2) 生徒からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして対処する。

3 重大事態の調査

■学校が調査の主体となる場合

設置者の指導・支援のもと、以下のとおり対応する。

- (1) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、本校の「いじめ対策委員会」が中心となり、全職員体制で速やかに行う。

- (2) 調査の際には、重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加えるとともに、いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。
- (3) 調査においては、いじめの事実関係を可能な限り網羅し、明確にする。特に、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- (4) 調査結果を県教育委員会に報告する。
- (5) いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、調査によって明らかとなった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により情報提供する。
※関係者の個人情報に配慮する
- (6) いじめを受けた生徒及びその保護者の意向を配慮したうえで、必要に応じて、保護者説明会等により、適時・適切にすべての保護者に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。
- (7) 「いじめ対策委員会」で再発防止策をまとめ、学校をあげて取り組む。

■県教育委員会が調査の主体となる場合

県教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

VI 学校評価

いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

VII その他

1 校務の効率化

教職員が生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、校務分掌を適正化し、組織体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

2 地域や家庭との連携について

いじめ防止等にかかわる方針及び取組について、保護者及び地域に公開し、理解と協力を得る。
また、より多くの大人が生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。